

情報倫理の言葉遣い

君島 浩

富士通ラーニングメディア

抄録

初等中等教育に情報倫理の教育を導入しようという案がある。本稿は情報倫理とはどんな範囲を含むのか、情報倫理の教育は必要なのか、という問いかけをする。具体的には、倫理の中に技法や法律を含めるのか、情報倫理の教育は従来の通信手段や有体財産についての倫理教育が含んでいるのではないのかという問いかけである。

Wording on Information Ethics

Hiroshi KIMIJIMA

Fujitsu Learning Media

Abstract

There is a plan to introduce information ethics into primary and secondary education. This paper makes questions what scope the word 'information ethics' has, and why information ethics education is necessary. Does the word 'information ethics' includes technics and laws? Does the ethics education on traditional communication media and personal estate include information ethics education?

1. 序章

コンピュータネットワークの利用において、いろいろなトラブルが起きている。誹謗中傷、プライバシー侵害、違法複製、金銭トラブルなどである。これらを防ぐために学校での情報教育の中に、「情報と社会」更には「情報倫理」を単元として盛り込もうという案が出ている。

私は情報倫理教育がどの程度必要なのかという問いかけをする。また情報倫理教育が法律や技法を含んでいるのか、どういう用語法で教えるのかも問いかけたい。

この問いかけをしようと思った動機は、「主に言語情報というコンテンツを扱うコンテナであるコンピュータネットワークの分野の専門家がエチケットを話題にすると、言語についてのエチケットに欠けているとしたら困る」ということであ

る。更に言えば、エチケット等のガイドライン文書も言語で書かれる。もちろん教科書も言語で書かれる。

2. 議論の前提

まず水準の低い言動については、議論の対象から除外する。情報倫理について何かを制定したり、啓蒙したり、反発したりしている言動の中には、根本的に言葉遣いに気を使っていないものもある。乏しい知識や直感による言動である。面白半分ではない誠実な言動であるとしても、そういうものを例に挙げて批判したり、論拠に用いたりすることは本稿ではしない。

重要な言葉でも誤用されることがある。例えば、ハマー達の「Reengineering The Corporation」という本は「リエンジニアリング革命」という題

の和訳本になった。全社という言葉が抜けたために、部門の改善も含むと誤解している人が多い。

また米国では「qualifications(資格群)に応じる教育機会の均等」なのが、日本の教育基本法などでは「能力に応じる教育機会の均等」と表現されている。平等主義と実力主義、複数とアナログ量とでは、意味が全く違うことに、多くの人は気づいていない。

本題の倫理は、マナー、エチケット、道徳とは同義語あるいは意味の近い類似語と思ってよいかどうか、少なくとも本稿では同義語として扱うことにする。同義語として扱っていない部分は文脈で分かると思う。ガイドラインと手引も同義語として扱う。結論として本稿では前者をエチケット、後者をガイドラインと呼ぶことにする。

3. エチケットの意味定義

エチケット、倫理、マナー、道徳の意味は、あいまいとも言えるが、辞書にはそれなりに定義してある。それを尊重することに異論はないか。

最初の重要な問いかけは、エチケットには法律、契約、団体規則は含むかどうか、きれいに分けられるのか、一部重複するのか、誹謗中傷と言えることの中には、法律で裁けるものが見られる。エチケットに法律などを含めることは倫理教育を受ける生徒、特に論理面で優秀な生徒や逆に学習速度の遅い生徒が混乱しないか、エチケットなのだから破ってもよい、と軽くとられないかも心配だ。

これと似た用法に犠牲者という例がある。犠牲者とは、何かの代償になる死者のことだったが、死者の総称として多用されている。犠牲者と呼ぶことによって悲惨さを強調するつもりかも知れないが「代償があるなら仕方ない」という美化をもたらすのは逆効果である。率直に死者と表現する方が残念無念さが伝わるのではないか。エチケットを総称に用いるのも美化ではないのか。

会社の場合には、他社を誹謗中傷すれば、他社による訴訟もあるし、それ以前に自社によって従業員規則違反で処罰される。エチケットという言葉では扱えない深刻な話題なのである。

第二の問いかけは、エチケットには技法や手続を含むのかどうかである。コンピュータネットワークで通信をするには、いろいろなことを知らなければならない。それがエチケットを含むとしても、手続や技法と総称する方がモジュール分けや名前付けとしてよさそうではないか。

情報倫理は専門分野としてまとまっているが、ネットワークを使う人は別の専門分野を持っていて、一時的にネットワークを使う。ネットワークを使う中に一部だけエチケットの要素がある。学校で学ぶ生徒にとっても、情報倫理という専門分野が単元の単位として適切かどうか。

このことは、たまたまエチケットに近い語源を持つ通信のプロトコルと対比するとおもしろい。通信プロトコルは電子的な手続である。プロトコルを守らないと通信が成功しない。それぞれのステップは必要な情報を渡すのであって、礼儀ではない。電話で名前を名乗るのもマナーというより、伝達の必要ステップではないだろうか。

4. 言葉と言葉の組合せ

エチケットやガイドラインなどの用語の組合せがまたいろいろある。水準が高いと思われる文書であってもそうだ。どれが適切なのか。

①「エチケットはガイドラインの一部である。ガイドラインには、前に指摘した法律、契約、規則、技法、手続などを含む」実は私はこの用法に賛成である。

②「エチケットはガイドラインの同義語・類似語である。エチケットが法律などの固いものを含まないという理由で、規則などとは呼ばずにガイドラインと呼ぶことにする」

③「エチケットも膨大なのでその一部という意味を込めてエチケット・ガイドラインという名称を用いる」なお、「エチケットのルール」という名称を用いている文書もある。日本の国会で話題になっている「～倫理法」という言葉は、法律ではないはずの倫理に法律があるという例である。

④「ガイドラインおよびエチケット」という名称もある。これは、ガイドラインはエチケット以

外の部分という意味か、または大筋では別物だが重複する部分もあるというぼやかしたニュアンスかのどちらかであろう。

⑤そして前に指摘した「エチケットは法律などを含む総称である」という用法がある。

日本の文献には⑤が結構多いようである。米国の文献には①や④が多いようだ。多数決で決めるものではないが米国の方が妥当だろうか。

以上のような言葉のゆれは、学校教育ではあまり問題にならないかも知れない。社会におけるガイドライン文書では問題になる。

5. 法律か取引契約か

電子著作物に関しての教育項目の中心を、違法複製禁止にするのはよいだろうか。英語のcopyは複製物の意味であり、copyrightは版權（複製権）の意味である。著作者が著作物を書くのは、だれかに複製し、販売してもらって、収入を得るのが目的である。農家が作物を作って、だれかに販売してもらうのと似ている。その場合、野菜に関しての教育項目の中心を窃盗・万引禁止とするだろうか。生産や売買が教育項目ではないか。

特に日本では、copyは原稿（文面）の意味でもあり、copyrightは著作権の意味でもある。しかし、日本でさえもcopyright表示は複製権者である出版社の名前である。著作権の保持者は著者～という表示で自明なのである。こういった基礎を理解させる教育こそ必要なのではないか。

有料の著作物を無断で複製してはいけないという法律の教育が中心でよいのか。複製権は万民のための法律ではなく、特定の著作者と出版会社との契約で決まる。そして複製が許可され一般には誠実に料金が払われる。また、書店と読者は契約書のない契約をして、一般には誠実に代金が支払われる。これも法律ではなく契約の話題である。

知的財産権はその名の通り、動産や不動産とひとくくりにして財産というカテゴリに属する。契約によって売買するのは自明である。初等教育で野菜などの売買を教育済みならば、著作物の売買の教育も済んでいるといえないか。

知的財産を特別扱って教育することは、エチケットという総称で法律を教えることや、犠牲者という総称に死者を含めるのと同じように、かえって知的財産を軽く扱うという雰囲気を持たせないか。「知的財産は野菜と同じように盗んではいけない」という方が迫力があるのではないか。

6. 会社は情報倫理教育を要求するか

勤務中の会社員はまず誹謗中傷や違法複製をしない。プライバシーの侵害もしない。ワイセツ物を見たり見せたりもしない。例外もあるだろうが、学校教師や学生・生徒や家庭人に比べるとはるかに少ない。勤務中の会社員は忙しいし、だれかが見ているし、処罰も明確である。また商売をしているので、金を払って売買するのに慣れているし、予算もちゃんとあるし、取引する相手同士が正体不明ということもない。

しかし、会社員にも伝達を効率的に行うための技法や手続のスキルは有用である。誹謗中傷を時と場所をわきまえずにやりそうになることもある。また、悪徳業者もいる。他人のアドレスを無断で公開するというのなどは、うっかりやりそうなミスではある。このようにエチケットなどの知識は必要だが、比重としては大きくない。

学校教育では、こういった会社からの教育ニーズとそれ以外からのニーズをどう把握するのか。家庭の教育ニーズを学校で受け止めるのか。妥当なバランスに比べて、会社のニーズの分が少な過ぎるというのは困る。

7. 「でもしか」マナー教育

ネットワークについての知識が乏しかったり、整理されていなかったり、減点主義であったりすると、「でもしか」マナー教育をしやすい。これは水準の低い議論なので、学校教育ではなく会社教育の例を説明する。

新入社員に対しては、職種別の教育の前に全社共通の教育をすることがある。その時に多いのがビジネスマナー教育である。電話のマナー、文書のマナー、商談のマナーなどである。これには総

称や内容について疑問がある。

学生は社会人として未熟なのは当たり前で、ヘマをしそうなのは確かである。しかし、学習目標は作業を上手にやろうとすることだ。上手な電話、上手な作文、上手な商談の方法を教育して欲しいだろう。失礼なことをさせないだけの教育は、学習目標を満足しない。教育学を知らない教育者はビジネスマナー教育に陥りやすい。

未熟でおどおどしている新入社員に、最初にマナー教育をすることこそ、先輩としてビジネスマナー違反ではないだろうか。初心者が欲しがっているのは、批判ではなく、助けである。歓迎する姿勢である。

総称としてはビジネスマナーではなく、作業入門などでよいはずだ。前にも触れたように、電話や文書や商談の言動の要素の大部分は、礼儀ではなく実用的な言動なのである。内容は電話のかけ方、作文の仕方、商談の仕方です。マナーを呼称にするのは減点主義の表れではないか。

作業入門を教えるとした時に、教育項目が思い浮かばない人がいる。仕事の方法の共通基礎を知らないのだ。しかし、米国では個人プロセス、机上作業、個人生産性などの呼称で、仕事の共通基礎の技法や教育がある。作文には科学的な技法がある。会社の教育者が、作業学やテクニカルライティングを勉強していないので、「でもしか」マナー教育に走ることになるのだろう。

子供に初めて野球を教えるのに、野球のマナーを中心にしたりはしない。野球の規則は教えるが、野球規則は規則というより基本的な定義や手続である部分が多い。上級野球教育でも倫理をまとめた単元にする必要があるだろうか。

スキー同好会の初心者を教えるのに、スキーのマナーを中心にするのではない。スキー場にも危険や迷惑はいろいろあるが、まず必要なのはスキーの方法なのである。

以上の例に対比して、コンピュータやネットワークの初心者には、どういう歓迎の仕方をするべきだろうか。助けてあげるべき話題として、何が重要だろうか。コンピュータを使う世界は、大筋

で恐い所なのだろうか。コンピュータ社会学の共通基礎は何だろうか。会社会学における個人プロセスのような、基本的なモデルはないのだろうか。

8. まとめ

情報倫理、特にネットワークエチケットの教育について、範囲や表現について問いかけをした。今後の議論を効率的にするのに役立つと思う。

<参考文献>

- [1] 沢田允茂：考え方の論理，講談社学術文庫，1976。
- [2] 金子郁容：ネットワークキングへの招待，中公新書，1986。
- [3] 鈴木孝夫：ことばの社会学，新潮文庫，1991。
- [4] 小林薫編著：海外企業の社是・社訓，日本生産性本部，1991。
- [5] 金子郁容：ボランティアもうひとつの情報社会，岩波新書，1992。
- [6] ハマー他，野中郁次郎監訳：リエンジニアリング革命，日本経済新聞社，1993。
- [7] 情報処理学会編：エンサイクロペディア情報処理，1994。
- [8] Kerry Gleeson：The Personal Efficiency Program，John Wiley & Sons，1994。
- [9] 渋谷宏：パソコン教育不平等論，中公PC新書，1996。
- [10] サリー・ハンブリッジ，高橋邦夫訳：ネットガイドライン，WWWより，1996。
- [11] ロバート・メイガー，NECインターナショナルトレーニング訳：CRI技法，NECインターナショナルトレーニング，1996。
- [12] 君島浩：仕事とコンピュータ，共立出版，1997。
- [13] 佐野真：辞典事典字典ベスト255ガイド，講談社+α文庫，1997。
- [14] (社)テレコムサービス協会：電気通信事業における「公然性を有する通信」サービスに関するガイドライン，WWWより，1997。
- [15] 堀尾輝久：現代社会と教育，岩波新書，1997。